

入札説明書に対する質問回答書

業務名	令和7年度「水産庁船舶専用岸壁陸電設備電気供給業務（単価）」
-----	--------------------------------

質問 番号	質 問	回 答
(1)	落札結果の公表は総額のみで、単価公表はなしという認識でよろしいですか。	ご認識のとおりです。
(2)	仮に弊社が落札した場合、契約書（案）の内容について、協議いただくことは可能ですか。	可能です。
(3)	仮に弊社が落札した場合、契約締結に際しては、入札及び見積に関する権限を受任した代理人から、別の代理人（当該施設の地域を管轄する事業所の長等）に契約締結の権限を委任し、契約締結することは可能ですか。可能な場合、落札後、契約締結までに委任状を提出する対応でよろしいですか。	再委任は可能です。 その場合は契約締結までに委任状を提出してください。
(4)	入札金額の積算に伴う端数処理については、下記のとおりとしてよろしいですか。 - 基本料金および電力量料金の各単価には、消費税を含むものとし、各月の基本料金および電力量料金の各小計においては、小数点以下第2位まで保持（小数点以下第3位を四捨五入）。 - 月別合計金額は、各月毎に基本料金と電力量料金の合計金額を端数処理（単位を1円とし、その端数は切捨て）する。 - 合計金額（税込）の110分の100に相当する額に1円未満の端数がある場合は、円未満切捨てする。	問題ありません。
(5)	供給期間中において燃料費等調整を行わない（燃料費等調整額を請求しない）メニューでの応札は可能でしょうか。 （上記が可能な場合）現在の入札仕様書では、燃料費等調整額を考慮しない料金で落札者を決定すると規定されております。 一方で、燃料費等調整制度は各社・各メニューで異なり、ご請求時には事業者ごとに異なる価格の燃料費等調整額が加算または減算され	燃料費等調整を行わないメニューでの応札は可能です。 今回の入札では燃料費調整額制度の違いは考慮しません。

	る（燃料費等調整自体がない場合もある）ことから、実際のご負担となる燃料費等調整額込みの料金では、必ずしも落札者が最安とにならないケースが考えられます。 そのため、落札者の決定に当たり、各社の至近の燃料費等調整額の実績を参照する等、燃料費等調整額制度の違いを考慮していただけますでしょうか。	
(6)	契約書に以下の文言を追加させていただきますか。 乙（供給者）は、この契約の締結後、乙の定める電気契約要綱・標準料金表に変更がある場合、乙は甲（入札実施機関）へ通知のうえ、変更後の電気契約要綱・標準料金表に基づき、契約金額を変更することができる。	可能です。
(7)	弊社が落札した場合、弊社が定める電気契約要綱及び標準料金表に基づき、燃料費等調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を算出します。ご了承いただけますか。	了承します。
(8)	仮に、入札の日以降、落札者との契約締結が決定するまでの間に、落札者が指名停止となった場合は、当該入札の扱いはどうなりますか（成立しますか）。 成立しない場合、契約ができなくなったことに関し、当該落札者に対する罰則（違約金の支払い等）はありますか。	入札は無効です。 契約ができなくなったことに関して罰則等はありません。
(9)	仕様書 4「供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について、確認できる資料を当所へ書面（様式自由）で提出することとする。」とありますが、詳細については、落札後、協議に応じていただけますか。	協議は可能です。